

均等割の改正について

【制度改正の概要】

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号）」が平成 23 年 12 月 2 日に公布（同日施行）されました。これにより、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の金額が引き上げられます。

【増税期間】

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間

【増税内容】

均等割が 1,000 円引き上げられます。内訳は、府民税が 500 円、市民税が 500 円です。

	改正前	改正後
市民税	3,000 円	3,500 円
府民税	1,000 円	1,500 円
合計	4,000 円	5,000 円